

山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業 審査要領（案）

山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業審査要領対照表

平成29年度	平成30年度
<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>平成29年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業を審査するにあたり、必要な事項について定めるものとする。</p> <p>第2 審査方法</p> <p>1 <u>平成29年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業募集要領に基づき応募された事業提案（以下「提案事業」という。）について、<u>第1次審査、第2次審査及びやまがた緑県民会議</u>（以下「県民会議」という。）の<u>審議を経て</u>総合的に判断し、採択の可否を決定する。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1次審査は、応募を受けた総合支庁長（以下「支庁長」という。）が行い、その結果を<u>平成29年2月27日（月）</u>までに別記様式第1号により環境エネルギー部長（以下「部長」という。）に副申する。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 部長は、第2次審査の結果を踏まえ<u>採択案を作成し、県民会議に意見を求める。なお、県民会議に意見を求めるものは、やまがた緑県民会議設置要綱第2条第3号により地域提案事業（県民提案型）のみとし、地域提案事業（市町村提案型）及び市町村里山再生アクションプラン事業は、採択案の報告を行うものとする。</u></p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>平成30年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業を審査するにあたり、必要な事項について定めるものとする。</p> <p>第2 審査方法</p> <p>1 <u>平成30年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業募集要領に基づき応募された事業提案（以下「提案事業」という。）について、<u>第1次審査及び第2次審査により</u>総合的に判断し、採択の可否を決定する。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1次審査は、応募を受けた総合支庁長（以下「支庁長」という。）が行い、その結果を<u>平成30年2月26日（月）</u>までに別記様式第1号により環境エネルギー部長（以下「部長」という。）に副申する。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 部長は、第2次審査の結果を踏まえ<u>採択の可否及び交付額を決定し、その結果をやまがた緑県民会議に報告する。</u></p>

平成29年度	平成30年度
<p data-bbox="204 286 794 589">6 部長は、<u>県民会議の意見を踏まえ採択の可否及び交付額を決定し、その結果を別記様式第2号又は別記様式第3号により応募者に通知するとともに、その旨を別記様式第4号により支庁長に通知する。</u></p> <p data-bbox="165 656 341 689">第3 【略】</p>	<p data-bbox="863 286 1439 477">6 部長は、審査結果を別記様式第2号又は別記様式第3号により応募者に通知するとともに、その旨を別記様式第4号により支庁長に通知する。</p> <p data-bbox="823 656 999 689">第3 【略】</p>